

(平成23年10月13日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認宮崎地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

3 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 2 件

第1 委員会の結論

申立人の平成9年4月から11年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年4月から11年3月まで

私は、平成8年2月頃、A市役所の国民年金係から国民年金保険料の納付勧奨の連絡を受けたが、当時、私は、家族の介護のため就業することができなかったため、父親が私の毎月の保険料を負担してくれた。申立期間は国民年金保険料の免除を申請したとされているが、私は免除の手続きはしておらず、近くの郵便局で毎月かかさず保険料を納付してきたので、申立期間の納付記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る国民年金保険料の免除の手続きは行っていない旨主張しているが、A市が保管する国民年金の被保険者記録によると、平成10年3月5日に同市から申立人に対し、平成9年度加入勧奨文書が発送され、申立人が10年3月20日に同市役所に来所し、来所後の同年3月23日に9年度の国民年金保険料の免除申請がなされていること、及び同年5月19日に10年度と同免除申請がなされていることが確認でき、これら一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料を毎月かかさず納付してきた旨主張しているが、前述のとおり、A市が保管する記録から、申立人に対し前述の加入勧奨文書が発送された平成10年3月5日の時点においては平成9年度の保険料は未納であったことが確認できる上、オンライン記録によると、申立期間直前の8年2月から9年3月までの国民年金保険料を申立期間中の10年3月27日以降に一月分ずつ過年度納付していることが確認できることから、

申立人が毎月納付していたと主張する保険料は、当該過年度保険料である可能性が考えられる。

さらに、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、ほかに申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

加えて、申立期間は、基礎年金番号制度の導入(平成9年1月1日)以降の2年に及ぶ期間であること、被保険者資格の管理等について事務処理の機械化が図られていたことなどから、記録誤り等が生じる可能性は低いと考えられる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 2 月 1 日から同年 8 月 16 日まで

私は、昭和 53 年 2 月 1 日から、A社に勤務していたが、厚生年金保険の被保険者資格取得日は同年 8 月 16 日とされていることが分かった。

年金事務所の記録によると、申立期間について国民年金保険料を納付したこととなっているが、納付した記憶は無いし、私より後に入社した同僚は、入社してすぐに厚生年金保険に加入したとのことだった。

申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、雇用保険の被保険者記録においてA社を昭和 53 年 7 月 31 日に離職していることが確認できる同僚を記憶していることなどから判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者の資格取得日（昭和 53 年 8 月 16 日）よりも前から、同事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、雇用保険の被保険者記録によると、申立人は、A社における雇用保険被保険者資格を昭和 53 年 8 月 16 日に取得し、55 年 1 月 31 日に離職しており、オンライン記録及びA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿における厚生年金保険の被保険者期間と符合していることが確認できるところ、申立人が記憶する同僚についても、A社における雇用保険の被保険者記録、オンライン記録及び同事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿における厚生年金保険の被保険者記録は符合していることが確認できる。

また、申立人が記憶する同僚の一人は、「入社当初は数か月間の見習期間があり、厚生年金保険には正社員になってから加入したと思う。私と同時入社だ

った同僚は、『見習期間中に退職したため、A社における厚生年金保険の被保険者記録は無い。』と言っていた。」と供述していること、及び申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び雇用保険の被保険者記録から、申立人が同時に入社したとする同僚の厚生年金保険及び雇用保険の被保険者資格取得日は、申立人と同じ昭和53年8月16日であることが確認できることから判断すると、A社では、申立期間当時、全ての従業員について、必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させていたとは限らない状況がうかがえる。

さらに、申立人は、申立期間に係る給与明細書等を所持しておらず、また、A社も、申立期間に係る賃金台帳等を保管していないため、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

宮崎厚生年金 事案 900

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 5 月 20 日から 37 年 12 月 29 日まで
私が、A社に勤務していた期間について、脱退手当金が支給済みとされている。
しかし、私は脱退手当金を請求したことも、受給した記憶も無いので、申立期間に係る脱退手当金の支給記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が確認できる上、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月後の昭和38年4月25日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票及び健康保険厚生年金保険被保険者名簿における申立人の前後合わせて84人(申立人を含む。)を調査したところ、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日から前後2年以内に資格喪失し、かつ当該事業所を退職時に脱退手当金の受給資格を有する女性10人のうち8人に支給記録が確認でき、その全員が6か月以内に脱退手当金が支給決定されていることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性は否定できない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いという主張のほかに申立期間に係る脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。